

# 再任用職員の劣悪な賃金水準の改善を!

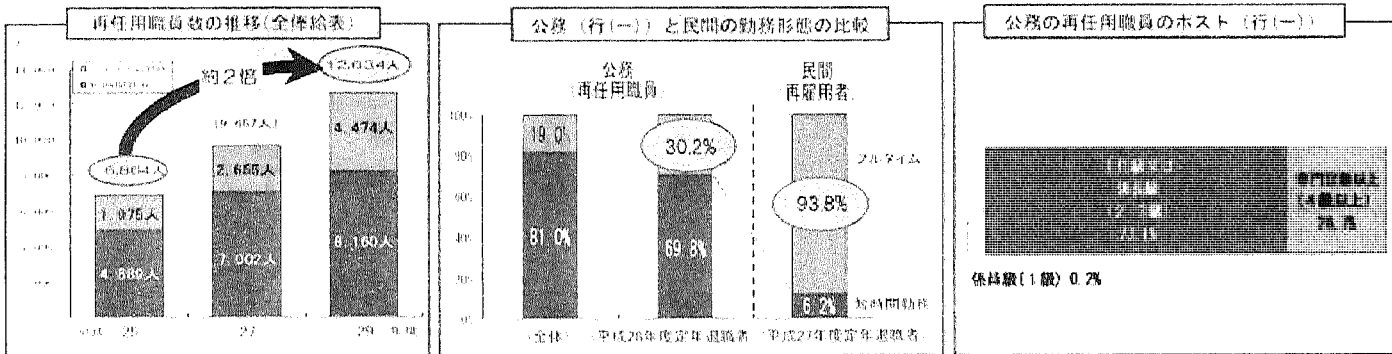
民間の再雇用・定年延長とあまりに大きい格差

再任用職員の4割が赤字生活・退職金、預貯金取り崩して生活

## 3 高齢層職員の能力及び経験の活用(定年の引上げに向けて)

### 公務における高齢期雇用の現状と課題

- ・ 公務の高齢期雇用は、閣議決定に基づく義務的再任用。平成29年度の再任用職員数は、平成25年度から倍増(6,864人→12,634人)
  - ・ 他方、短時間勤務での補完的業務、定年前より下位の官職での再任用が多数
- ⇒ この運用が続けば、公務能率の低下が危惧されるほか、職員の士気の低下等の問題が深刻化するおそれ



### 高齢期雇用を取り巻く状況の変化

- ・ 年齢別人員構成の偏り 40歳台と50歳台の職員数が20歳台と30歳台の職員数の約2倍
  - ・ 在職期間の長期化 定年近くまでの勤務を前提とした人事管理が一般的。再任用される職員の割合も増加
  - ・ 退職後の生活への不安 意識調査において、半数近い職員が退職後の生活に不安
- ※ 政府は、本年6月の閣議決定において、「公務員の定年の引上げについて、具体的な検討を進める」と言及

- 上記を踏まえると、質の高い行政サービスを維持するためには、高齢層職員を戦力として能力・経験を本格的に活用することが不可欠
- 本院は、定年の引上げに向けて、平成23年の意見の申出以降の諸状況の変化も踏まえ、論点整理を行うなど鋭意検討

## 平成28年民間企業の勤務条件制度等調査(民間企業退職給付調査)

表1 定年制の状況 (単位: %)

| 項目     | 企業規模         |              |              |              |              |        |
|--------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------|
|        | 規模計          | 1,000人以上     | 500~1000人    | 100~500人     | 50~100人      |        |
| 定年制がある | 99.1 (100.0) | 99.8 (100.0) | 99.7 (100.0) | 99.3 (100.0) | 98.6 (100.0) |        |
| 定年     | 60歳          | (87.4)       | (92.9)       | (90.9)       | (89.3)       | (82.8) |
|        | 61歳~65歳      | (3.6)        | (2.9)        | (3.6)        | (3.9)        | (3.1)  |
|        | 65歳以上        | (9.0)        | (4.1)        | (5.5)        | (6.7)        | (14.1) |
| 定年制がない | 0.9          | 0.2          | 0.3          | 0.7          | 1.4          |        |

(注) 1 事務・技術関係職種に従業員がいる企業41,314社について集計した。  
2 ( )内は定年制がある企業を100とした場合の割合を示す。

フルタイム勤務  
民間九四%、公務は三〇%

人事院は本年度勧告の中で、「高齢層職員の能力及び経験の活用(左上図参照)」として、官民の高齢期雇用について触れています。本紙では、その資料等を基に高齢期雇用のあり方についてとりまとめました。

人事院は本年度勧告の中で、「高齢層職員の能力及び経験の活用(左上図参照)」として、官民の高齢期雇用について触れています。本紙では、その資料等を基に高齢期雇用のあり方についてとりまとめました。

民間では定年延長が進行  
既に六五歳以上が九%も

また、定年延長では、別に行った人事院の調査結果(上表)でも、六五歳以上としている企業が九%、六一歳以上だと一・二・六%ののぼります。紙面の都合上調査結果の掲載はできませんが、定年制度の変更が決まっている企業が三・五%、検討中が一・二・一%となつ

となっており、官民格差は明らかです。

また、行(一)の四級以上で再任用されている職員は二六・七%にとどまり、公務における再任用時の官職が現役時と大きくかけ離れている実態が明らかになっています。人事院も「短時間勤務での補完的業務」「下位の官職での任用」は、「業務効率の低下が危惧」「職員の士気低下等」の問題が深刻化する恐れを指摘し、「高齢雇用職員を戦力として能力・経験を本格的に活用することが不可欠」「定年の引上げに向け論点整理を行うなど検討」としています。

平成28年職種別民間給与実態調査の結果 表6 再雇用者の職種別従業員数、平均年齢及び平均支給額

| 職種名       | 調査実人員  | 調査人員(復元後) | 平均年齢 | 平成28年4月分平均支給額 |            |         |        | Aの比<br>(再任用/<br>60歳男性) | 備考                           |
|-----------|--------|-----------|------|---------------|------------|---------|--------|------------------------|------------------------------|
|           |        |           |      | きまって支給する給与(A) | うち時間外手当(B) | (A-B)   | うち通勤手当 |                        |                              |
| 支店長・工場長   | 44     | 188       | 62.0 | 632,097       | 2,036      | 630,011 | 11,781 | 107.7                  | 構成員50人以上の支店(社)の長(取締役兼任者を除く。) |
| 60歳男性     | 8      | 26        | -    | 586,857       | 0          | 586,857 | 3,831  |                        |                              |
| 事務・技術部長   | 970    | 4,880     | 62.8 | 489,359       | 2,844      | 486,515 | 16,233 | 95.2                   | 2課以上又は構成員20人以上の部の長           |
| 60歳男性     | 241    | 1,155     | -    | 513,925       | 3,769      | 510,156 | 19,343 |                        |                              |
| 事務・技術部長   | 353    | 1,826     | 62.7 | 437,452       | 2,202      | 435,250 | 12,927 | 92.8                   | 中間職(部長-課長間)                  |
| 60歳男性     | 79     | 370       | -    | 471,640       | 2,901      | 468,739 | 11,159 |                        |                              |
| 事務・技術課長   | 921    | 4,146     | 62.4 | 384,903       | 5,494      | 379,414 | 11,896 | 92.6                   | 2係以上又は構成員10人以上の課の長           |
| 60歳男性     | 234    | 1,025     | -    | 415,643       | 7,918      | 407,725 | 10,995 |                        |                              |
| 事務・技術課長代理 | 275    | 1,104     | 62.6 | 353,285       | 3,136      | 345,149 | 19,450 | 91.3                   | 中間職(課長-係長間)                  |
| 60歳男性     | 57     | 224       | -    | 386,754       | 10,322     | 376,432 | 8,511  |                        |                              |
| 事務・技術係長   | 680    | 2,874     | 62.6 | 298,383       | 19,363     | 279,020 | 8,992  | 95.3                   | 係の長及び係長級専門職                  |
| 60歳男性     | 170    | 693       | -    | 312,955       | 21,680     | 291,275 | 8,369  |                        |                              |
| 事務・技術主任   | 267    | 1,053     | 62.8 | 279,586       | 19,303     | 260,283 | 9,646  | 91.1                   | 中間職(係長-係員間)                  |
| 60歳男性     | 60     | 227       | -    | 306,861       | 28,356     | 278,505 | 14,201 |                        |                              |
| 事務・技術係員   | 15,120 | 79,130    | 62.5 | 256,773       | 14,810     | 241,963 | 12,402 | 93.3                   |                              |
| 60歳男性     | 3,223  | 16,469    | -    | 275,280       | 19,560     | 255,720 | 14,071 |                        |                              |

追記 表5より転記

ています。また、厚生労働省の平成二八年「高齢者雇用の状況」集計結果では、「六五歳定年は一四・九%(前年〇・四%増)という報告もあり、定年延長の機運は高まっています。この様な状況下でありな

**民間賃金は現役の九割以上公務は七割、運用で半額?**

から再任用をハーフと決めた運用を行う中部地整の姿勢は「人勸制度」「政府方針(フルタイム閣議決定)」を否定することになります。

行(一)の再任用職員基本給比較

| 行(一)の俸給 | 行(一)の基本給(D) | Dの比(再任用/60歳男性) | 整備局の格付けと役職 | 行(一)の基本給(D) | Dの比(再任用/60歳男性) |
|---------|-------------|----------------|------------|-------------|----------------|
| 8級      | 389,100     | 83.2           | 該当無し       |             |                |
| 最高号俸    | 467,800     |                |            |             |                |
| 7級      | 356,000     | 80.2           |            |             |                |
| 最高号俸    | 444,100     |                |            |             |                |
| 6級      | 314,300     | 76.8           |            |             |                |
| 最高号俸    | 409,400     |                |            |             |                |
| 5級      | 288,900     | 73.7           | 5級(主任指導官)  | 288,900     | 70.6           |
| 最高号俸    | 392,200     |                | 現役時6級      | 409,400     |                |
| 4級      | 273,800     | 72.0           | 4級(指導官)    | 273,800     | 66.9           |
| 最高号俸    | 380,200     |                | 現役時6級      | 409,400     |                |
| 3級      | 254,400     | 72.9           | 3級(指導員)    | 254,400     | 64.9           |
| 最高号俸    | 349,200     |                | 現役時5級      | 392,200     |                |
|         |             |                | 3級(指導員)    | 254,400     | 66.9           |
|         |             |                | 現役時4級      | 380,200     |                |
| 2級      | 214,400     | 70.7           | 2級(担当)     | 214,400     | 61.4           |
| 最高号俸    | 303,400     |                | 現役時3級      | 349,200     |                |
| 1級      | 186,900     | 75.8           | 該当無し       | 186,900     | 61.6           |
| 最高号俸    | 246,600     |                |            | 303,400     |                |

H28俸給表とH29任用実績より東海建設支部作成

人事院は、再任用職員の賃金水準の妥当性についてここ数年示していませんが、民間調査(上表)結果では、各職階で見ても現役層の九割以上が確保されて

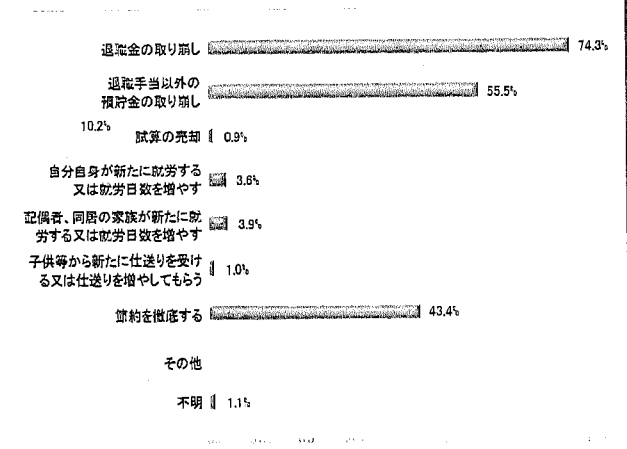
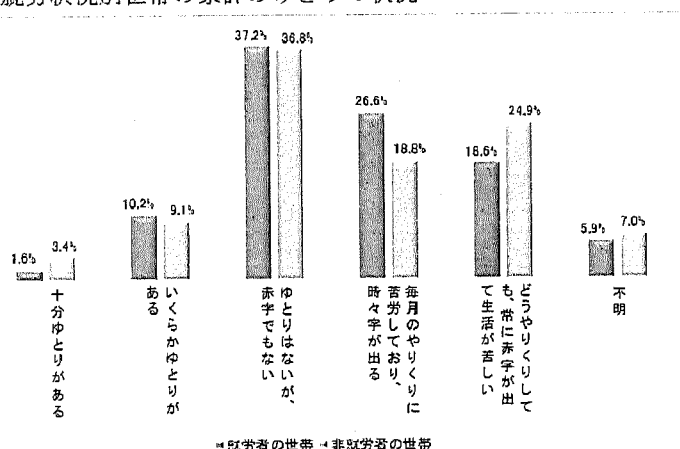
いることが解ります。一方、国家公務員の俸給(左表)では、同一階層の最高号俸との比は七割程度にとどまっており、このことが再任用職員の賃金水準を下げる大きな要因となっていることは明らかです。また、中部地整では、退職時より、一級程度(事務所課長級では二級)低い級で任用されており、これにより、現役賃金比率は局経験者の主任指導官以外のポストでは、六五%前後の賃金水準となつてしまっています。その上、週三〜四日勤務のハーフ任用となりますから、四〜五割程度の収入

**公務職場でも七五%程度の賃金水準を確保せよ**

また、任用官職やフルタイム任用は任命権者の権限で対応できるはずであり、局長はこうした実態を十分理解し、再任用職員の労働条件の改善を図る必要があります。

また、民間では「高齢者雇用継続給付」の制度があり、六〇歳以降で再雇用等された場合、現役の賃金水準の七五%程度の収入を給付で補完することになっていきます。高齢者の就業意欲を維持、喚起し、雇用の継続を援助、促進することが目的とされていますから、

図35 就労状況別世帯の家計のゆとりの状況 就労者2,739人、非就労者759人 図36 赤字が出る場合の対応(複数回答) 計1,570人



公務でも同様の制度によるセーフティネットが準備されていてもおかしくありませんし、給付等によらず、最低でも退職時の七五%程度の賃金水準で雇用されるべきです。